

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和4年12月27日（令和4年（行情）諮問第781号及び同第782号）並びに令和5年1月23日（令和5年（行情）諮問第48号）

答申日：令和5年10月2日（令和5年度（行情）答申第354号，同第355号及び同第357号）

事件名：第1回2025年国際博覧会検討会の議事録の不開示決定（不存在）に関する件
第2回2025年国際博覧会検討会の議事録の不開示決定（不存在）に関する件
第3回2025年国際博覧会検討会の議事録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和4年9月13日付け20220816公開経第6号及び同第4号による各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」という。）並びに同年10月17日付け20220907公開経第9号による一部開示決定（以下「原処分3」といい、原処分1及び原処分2と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書の要旨となる2025年国際博覧会検討会（第1回ないし第3回）議事要旨は経済産業省Webサイトにおいて公開されている。一般に「議事要旨」とは議事録を基に簡略化した成果物であり、議事要旨が存在する以上、議事録が存在しないとは考えられない。

そこで、本件対象文書の存在は明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

（1）原処分1

ア 審査請求人は、令和4年8月15日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し本件対象文書の文書1の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、処分庁は、同月16日付けでこれを受け付けた。

イ 本件開示請求1に対し、処分庁は、経済産業省では本件対象文書の文書1を保有していないため、法9条2項の規定に基づき、令和4年9月13日付け20220816公開経第6号をもって、これを不開示とする原処分1を行った。

ウ 原処分1に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）4条1号の規定に基づき、令和4年10月1日付けで、諮問庁に対し、原処分1を取り消し、本件対象文書の文書1を改めて特定し開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った

エ 本件審査請求1を受け、諮問庁において、原処分1の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求1には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求1を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 原処分2

ア 審査請求人は、令和4年8月15日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し本件対象文書の文書2の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、処分庁は、同月16日付けでこれを受け付けた。

イ 本件開示請求2に対し、処分庁は、経済産業省では本件対象文書の文書2を保有していないため、法9条2項の規定に基づき、令和4年9月13日付け20220816公開経第4号をもって、これを不開示とする原処分2を行った。

ウ 原処分2に対し、開示請求者である審査請求人は、行審法4条1号の規定に基づき、令和4年10月1日付けで、諮問庁に対し、原処分2を取り消し、本件対象文書の文書2を改めて特定し開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

エ 本件審査請求2を受け、諮問庁において、原処分2の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求2には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求2を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(3) 原処分3

ア 審査請求人は、令和4年8月15日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し「第3回 2025年国際博覧会検討会の議事要旨および詳細な議事録」の開示請求（以下「本件開示請求3」とい、

本件開示請求1及び本件開示請求2と併せて「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は、同月16日付けでこれを受け付けた。

イ 本件開示請求3に対し、処分庁は、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をして、令和4年10月17日付け20220907公開経第9号をもって、「2025年国際博覧会検討回(第3回)議事要旨」について法9条1項の規定に基づき全部を開示する決定をし、本件対象文書の文書3について経済産業省ではこれを保有していないため法9条2項の規定に基づきこれを不開示とする原処分3を行った。

ウ 原処分3に対し、開示請求者である審査請求人は、行審法4条1号の規定に基づき、令和4年10月24日付けで、諮問庁に対し、原処分3を取り消し、本件対象文書の文書3を改めて特定し開示することを求める審査請求(以下「本件審査請求3」といい、本件審査請求1及び本件審査請求2と併せて「本件審査請求」という。)を行った。

エ 本件審査請求3を受け、諮問庁において、原処分3の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求3には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求3を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求人の主張についての検討

(1) 審査請求人は、処分庁が、経済産業省では本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していないため不開示とした原処分を取り消し、本件対象文書を改めて特定し開示することを求めているので、以下、経済産業省での本件対象文書の保有の有無について、具体的に検討する。

(2) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めているところ、「検討会及び配布資料等の公開について」(第1回検討会配布資料3)により、当該検討会及び配布資料は原則として公開するとともに、議事要旨は速やかに作成し公開することとしており、経済産業省のウェブサイトに掲載する等して出席者の氏名とともに当該検討会の詳細な内容を公開している。このため、当該公開情報以上の詳細な議事録に該当する文書は、経済産業省では作成も取得もしておらず、本件対象文書を保有していない。

また、本件審査請求を受けて、改めて経済産業省の担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

したがって、経済産業省では、本件対象文書を作成も取得もしておらず保有していないため、不開示とした原処分は妥当である。

3 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性

を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 令和4年12月27日 | 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第781号及び同第782号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 令和5年1月23日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第48号） |
| ④ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ⑤ | 同年3月22日 | 審議（令和4年（行情）諮問第781号及び同第782号並びに令和5年（行情）諮問第48号） |
| ⑥ | 同年9月8日 | 審議（同上） |
| ⑦ | 同月27日 | 令和4年（行情）諮問第781号，同第782号及び令和5年（行情）諮問第48号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書が存在することは明らかななどと主張しており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 2025年国際博覧会検討会とは、平成28年11月に大阪府が「「2025日本万国博覧会」基本構想（府案）」を取りまとめたことを受け、同年12月に経済産業省が設置したものである。当該検討会は、我が国が2025年国際博覧会の開催国に立候補する判断を行うに当たって必要な事項について検討することを目的として、経済界代表や各界の有識者、地方自治体の代表者等で構成されており、3回にわたり開催された。

イ 当該検討会の議事要旨は、業務委託により原案を作成している。具体的には、委託先事業者が作成・納品した当該原案について検討会出

席者等の関係者が確認を行った上で、議事要旨として経済産業省ウェブサイトで公開している。

当該検討会の議事要旨については、「検討会及び配付資料等の公開について」（第1回 2025年国際博覧会検討会配付資料3）に基づき、速やかに作成し公開する旨が承認されているが、当該検討会の詳細な内容を記載した議事録（本件対象文書）については、議事要旨とは異なり、作成し公開することを決定していないため、作成も取得もしておらず、保有していない。

また、議事要旨の原案を作成するために委託先事業者が使用した速記メモや録音物等については、業務委託契約において納品物には含まれていないため、経済産業省は、委託先事業者から速記メモ等を取得していない。

ウ 念のため、担当部署において再度書架・書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から当該検討会の補助業務の仕様書の提供を受け、当審査会において、第1回検討会に係る議事次第及び資料、経済産業省ウェブサイト並びに当該検討会の補助業務の仕様書を確認したところ、当該検討会の詳細な内容を記載した議事録は作成も取得もしておらず保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの文書探索の方法及び範囲についても不十分であるとはいえず、経済産業省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

- 文書1 第1回 2025年国際博覧会検討会の詳細な議事録
- 文書2 第2回 2025年国際博覧会検討会の詳細な議事録
- 文書3 第3回 2025年国際博覧会検討会の詳細な議事録